

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案 主体からの意見	「措置 の 内 容 的 要 求」	「措置 の 内 容 的 要 求」	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案 主体からの再意見	「措置 の 内 容 的 要 求」	「措置 の 内 容 的 要 求」	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェ クト名	提案 主体 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府県庁
200010	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	児童福祉法第5条	保育所型認定こども園の認定は、保育所の認定と同等である。保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める法律第5条	認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされているとは、制度全体として整合性が図れていない。加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。	現在、認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされているとは、制度全体として整合性が図れていない。加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	「保育所型認定こども園については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要のある対応であるが、保育所から有期認定を要しない、非利便性の幼保連携型認定こども園に移行する理由と取得に困難がある。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所型認定こども園の認定については、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。」	C	I	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	「保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づいて有期認定を定めることとされている。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所型認定こども園の認定については、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。」	「保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づいて有期認定を定めることとされている。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所型認定こども園の認定については、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。」	「保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づいて有期認定を定めることとされている。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所型認定こども園の認定については、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。」	「保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づいて有期認定を定めることとされている。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育所型認定こども園の認定については、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象とされないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは合理性に欠ける。H23.4現在兵庫県下41市町のうち特種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特種児童がないことから、いわゆる特種児童の増加を考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。」	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設としての法的性質付けを持つ第一の施設となるが、認定の有効期間については特設法に定められている。これは、これまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。一方、第二に設置した保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れることができる施設である。保育所型認定こども園は、保育所を母体として保育に受けられない子どもを受け入れるものであり、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づいて有期認定を定めることとされている。	1 0 3 2 0 1 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省